



会場で待つのはイヤだなあ…。なにか方法はない？



『生活支援メール配信サービス』で、会場の混雑状況をチェック！

「生活支援メール配信サービス」では、税金などの納付期日のほか、確定申告の時期には、町県民税申告会場の混雑状況もお知らせしています。ご自分のパソコンや携帯電話にお知らせが届くので、**すごく便利です！**登録も簡単ですので、ぜひご利用ください。

※南三陸町生活支援メール配信サービス

ml@minamisanriku.todoku.jp (このアドレスに空メールを送信して、登録を行ってください。)



申告の準備をするときに、漏れがありそうで不安…。



『申告書類確認票』で、必要な書類をチェック！

役場から事前に必要な持ち物をチェックできる「**申告書類確認票(チェックリスト)**」を送ります。申告書類確認票では、世帯ごとの所得や控除の種類に応じて、町県民税申告のときにどんな書類を用意すれば良いかが分かります。

町県民税申告会場では、申告書類確認票をもとに書類のチェックを行いますので、きちんと持ち物を確認してから会場へ向かいましょう。

町県民税申告のご案内



【重要】

1月後半に、「町県民税申告のご案内」を送付します！
このご案内の封筒に「申告書類確認票」を同封しますので、必ずご確認ください。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

介護保険の要介護認定を受けていて、一定の基準に該当する方は、**所得税・住民税申告で控除を受けられる場合があります。**

障害者手帳は持ってないけれど、申告で控除を受けられるの？

障害者手帳をお持ちでない方でも、寝たきり状態や重度の認知症で日常生活に支障があり介護認定を受けている方は、申請により障害者控除対象者認定を受けられる場合があります。認定された場合には、町が発行する「障害者控除対象者認定書」によって控除を受けることができます。※障害者手帳をお持ちの方は、申請の必要はありません。

介護用のおむつ代は医療費控除の対象になるの？

おむつ代に係る医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」(有料)が必要ですが、要介護認定を受けている方で、前年度以前に医師の発行した「おむつ使用証明書」によっておむつ代の医療費控除を受けたことがあり、町の保有する要介護認定にあたって主治医が書いた書類に所定の記載がある方は、申請によって町が発行する「おむつ使用証明書」(無料)で控除を受けることができます(※1度目は医師の記載した有料の「おむつ使用証明書」を使用することになります。町が無料の証明書を発行できるのは2度目以降です)。

※制度の対象になるかどうかの確認や申請については、個人情報保護の観点から窓口での対応とさせていただきます。詳しくは保健福祉課高齢者福祉係まで問い合わせください。

問い合わせ 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041

平成28年度 町県民税申告受付日程

★受付できる世帯区分(世帯の収入の書類によって、受付日が変わります)

| | |
|-------|---|
| 受付日 A | 漁業や農業を含む事業収入の確定申告をする世帯で、その事業収入が1円～100万円未満までの世帯 <例>・年金収入や給与収入の他に、100万円未満の漁業(開口など)や農業の収入がある世帯 など… |
| 受付日 B | 漁業や農業を含む事業収入の確定申告をする世帯で、その事業収入が100万円以上～1,000万円未満までの世帯 <例>・年金収入や給与収入の他に、100万円以上の漁業(開口など)や農業の収入がある世帯 など… |
| 受付日 C | 漁業や農業を含む事業収入が全くない世帯(漁業や農業、その他の事業収入の申告受付ができない日) <例>・給与収入のみの世帯 ・年金収入のみの世帯 ・給与収入と年金収入の両方がある世帯 など… |
| 受付日 D | 上記A・B・Cの受付日に来場できない世帯(収入の種類は問いません。) ※【重要】例年の状況からかなりの混雑が予想されます。 |

※農業や漁業、その他の事業収入の合計額が1,000万円以上ある人は、翌年以降の消費税の申告が必要となり、税務署での指導がありますので、申告は税務署で行ってください。

★受付日カレンダー(受付会場と受付区分を確認してください)

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| | | | | 2月16日 旧公立南三陸診療所 A | 2月17日 旧公立南三陸診療所 B | 2月18日 休み |
| 2月19日 旧公立南三陸診療所 D | 2月20日 旧公立南三陸診療所 C | 2月21日 旧公立南三陸診療所 C | 2月22日 旧公立南三陸診療所 C | 2月23日 旧公立南三陸診療所 B | 2月24日 休み | 2月25日 休み |
| 2月26日 旧公立南三陸診療所 D | 2月27日 旧公立南三陸診療所 B | 2月28日 旧公立南三陸診療所 C | 3月1日 休み | 3月2日 休み | 3月3日 平成の森 A | 3月4日 休み |
| 3月5日 平成の森 D | 3月6日 平成の森 B | 3月7日 平成の森 A | 3月8日 平成の森 B | 3月9日 平成の森 C | 3月10日 休み | 3月11日 休み |
| 3月12日 平成の森 D | 3月13日 平成の森 A | 3月14日 平成の森 C | 3月15日 平成の森 D | | | |

★受付時間(受付日により、受付時間が異なります)

| 受付日/時間 | 午前の部 | 午後の部 |
|----------------------|---------------|-------------|
| 受付日A 受付日B 受付日C | 午前9時～ 正午 | 午後2時～ 4時 |
| 受付日D | 午前9時～ 午後1時 | |



会場は、「旧公立南三陸診療所」と「平成の森アリーナ」になります。地域ごとの受付ではありませんので、受付日を確認して、ご都合の良い日程でご来場ください。なお、ベイサイドアリーナが改修工事のため会場を「旧公立南三陸診療所」に変更しておりますので、ご注意ください。